

平成23年5月26日(木)

於：三田共用会議所D・E会議室

水産政策審議会

第27回漁港漁場整備分科会議事録

水産庁

目 次

1. 開会	1
2. 委員会出席状況報告	1
3. 水産庁漁港漁場整備部長挨拶	1
4. 配付資料確認	3
5. 議事	
(1) 審議事項	3
諮問第 195 号 漁港の区域の認可について	
諮問第 200 号 行政不服審査請求について	
諮問第 201 号 行政不服審査請求について	
(2) その他	24
平成 23 年度水産関係補正予算の概要について	
6. 閉会	26

開 会

○宇賀神計画課長 水産庁計画課長の宇賀神です。予定の時刻になりましたので、ただ今より第27回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

委員出席状況報告

本日の委員の出席状況につきましてご報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定により分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中、4名の委員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

水産庁漁港漁場整備部長挨拶

それでは、議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長からあいさつを申し上げます。

部長、お願いいたします。

○橋本漁港漁場整備部長 本日は、水産政策審議会の第27回漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましてはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

さて、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災とそれに伴う大津波により、北海道から沖縄に至る広大な地域で被害があったところです。この災害によりお亡くなりになられた方々にご冥福を心より申し上げるとともに、被災を受けられた多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。

被害を受けました東北の太平洋側は、水産業にとって極めて重要な地域でもございました。約2万隻の漁船が被害を受けまして、また漁港の被害は6,000億円を超える、あるいは養殖の施設や水産物等も1千億円に近いというような甚大な被害を受けました。また、併せて加工場であるとか、造船所といったような関連の施設にも2次的な被害があったとお聞きしておるところであります。

震災前の姿にこれを戻していくためには、多くの時間と皆様の努力が必要だと考えてお

りますが、現地には漁業をまたやろうと考えている方がたくさんいらっしゃいます。その人たちのためにも少しずつでも迅速な復旧をしなければならぬと考えているところでございます。

また、これまでの漁業あるいは漁村が抱えていた課題につきましても、この機会に取り組ませていただいて、皆様が望む未来に近づけるような復興を目指していきたいと考えております。水産庁といたしましても、総力を挙げて水産業とその地域の復旧・復興に取り組んでまいります。

被災地以外の地域につきましても、この地震や津波に対する安全性に関しまして、住民の皆様のご不安等が高まっているのではないかと考えております。これらに対する防災機能あるいは避難などを含めた減災対策の見直しにも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

では、本日の審議会の議題でございますが、島根県境川漁港の区域の変更に関するもの、沖縄県辺野古漁港と鹿児島県小宿漁港における行政不服審査請求について諮問等をお願いすることになっております。

また、時間がございましたら、今般の震災の復旧に係る第1次補正予算などにつきましても簡単にご紹介をさせていただきたいと考えております。

それでは、委員各位、よろしくご審議のほどをお願いいたします、簡単ですが冒頭のあいさつに代えさせていただきますと思います。よろしく願ひいたします。

出席者紹介

○宇賀神計画課長 ありがとうございます。それでは、続きまして本日出席の委員の皆様につきまして、こちらからご紹介をさせていただきます。どうぞご着席のままでお願い申し上げます。

まず、漁港漁場整備分科会会長の中田委員でございます。

座席の右から、森川委員でございます。

井上委員でございます。

泉澤委員でございます。

続きまして、本日出席しております水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

今、あいさつをいただきました橋本漁港漁場整備部長でございます。

高古整備課長でございます。
あとは事務局でございます。

配付資料確認

次に、配付いたしました資料の確認をさせていただきます。
一番上に本日の第27回漁港漁場整備分科会の次第がございます。

次に、分科会の席次表がございます。

本日の分科会の資料の一覧、資料1から4がございます。

資料1「漁港漁場整備分科会委員名簿」がございます。

資料2、諮問第195号「漁港の区域の認可について」、今年2月の審議会で諮問いたしました諮問第195号「漁港の区域の認可について」の諮問文の写しでございます。

資料2ー1「水産政策審議会第26回漁港漁場整備分科会諮問事項」の資料です。

資料2ー2「水産政策審議会第26回漁港漁場整備分科会諮問事項に関する参考資料」があります。

資料3、諮問第200号「行政不服審査請求について」の諮問文の写しがございます。

資料3ー1、諮問事項と参考資料をセットにして少し分厚い資料になっておりますが、資料3ー1がございます。

資料4、諮問第201号「行政不服審査請求について」の諮問文の写しがあります。

資料4ー1としまして、その諮問事項、参考資料、少し厚めの資料をセットにしたものがございます。

もう一つ「平成23年度水産関係補正予算の概要」に関する資料がございます。
以上でございます。何か不足はございますか。よろしいでしょうか。

議 事

(1) 審 議 事 項

それでは、中田分科会長にこれからの進行をよろしくお願い申し上げます。

○中田分科会長 分科会長の中田でございます。先ほど橋本部長の方からもお話がございましたが、東日本大震災で漁港施設あるいは漁場の環境、大変大きな被害が出ております。

この分科会としましても、復興に向けてできるところで貢献していければと思っています。
ところでございます。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。本日は、行政不服審査請求に係る諮問2件と、前回に当審議会に諮問がありました漁港の指定の認可についての1件、合わせて3件の審議となりますので、よろしく願います。

なお、本日審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願います。

それでは、まず最初に審査請求に係る案件から議事を始めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○中田分科会長 それでは、審査請求に係る諮問事項が2件ございます。一括で諮問を受けたいと考えますがよろしいでしょうか。

橋本部長の方から諮問をお願いします。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の3及び4の資料、また諮問文第200号及び諮問文第201号の写しをごらんいただきたいと存じます。

それでは、順次、朗読をいたします。

「

22 水港第 2076 号

平成 23 年 5 月 26 日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 1 月 28 日付けで審査請求人沖縄防衛局長真部朗からなされた行政不服審査請求について、同条第 2 項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

沖縄県名護市辺野古漁港区域内における海域生物調査に係る平成 23 年 1 月 28 日付けの

行政不服審査請求

」

続きまして、

「

23 水港第 358 号

平成 23 年 5 月 26 日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日付けで審査請求人 からなされた行政不服審査請求について、同条第 2 項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

鹿児島県奄美市小宿漁港における甲種漁港施設占用等許可申請書等に対する不作為に係る平成 23 年 4 月 1 日付けの行政不服審査請求 1

以上でございます。

○中田分科会長 それでは、本日は諮問のありました 2 件につきまして、事務局から説明を受けます。よろしいでしょうか。

○宇賀神計画課長 それでは、審査請求の内容につきまして、説明をさせていただきます。今般の審査請求の内容は、審議会資料に添付しておりますとおりでございます。

まず、資料 3－1 をごらんいただきたいと思います。5 ページに表題がございます。諮問第 200 号「行政不服審査請求について（沖縄県名護市辺野古漁港区域内における海域生物調査に係る平成 23 年 1 月 28 日付けの行政不服審査請求）」でございます。

これにつきまして、11 ページ以降に審査請求の写しが資料としてございます。17 ページ以降に審査請求に対する名護市の弁明書の写しがございます。この弁明書に対する反論書の写しが 29 ページからございます。更に 67 ページ以降に再弁明書がございまして、71 ページ以降に再反論書がとじられております。

この資料 3－1 の関係でございますけれども、審査請求人は沖縄防衛局長真部朗さんとなっておりまして。内容は、沖縄県名護市辺野古漁港区域内における海域生物調査に係る平成 23 年 1 月 28 日付けの審査請求となっております。

次に、もう一点審査請求がございます。

これは資料 4－1 をごらんいただきたいと思います。5 ページに表題がございます。諮問第 201 号「行政不服審査請求について（鹿児島県奄美市小宿漁港における甲種漁港施設占用等許可申請書等に対する不作為に係る平成 23 年 4 月 1 日付けの行政不服審査請求）」でございます。

11 ページ以降に審査請求書の写しが添付されております。この審査請求人は、■■■■さんとなっております。内容は、鹿児島県奄美市小宿漁港における甲種漁港施設占用等許可申請書等に対する不作為に係る平成 23 年 4 月 1 日付けの審査請求となっております。以上でございます。

○中田分科会長 それでは、本日は公開による意見の聴取をするために、審査請求人にお越しいただいております。まず諮問第 200 号、沖縄県名護市辺野古漁港区域内における海域生物調査に係る審査請求についてのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

審査請求人は、恐れ入りますがそちらの席の方にお進みください。

審査請求人は扇谷さんと提さんと小林さん。それでは、いろいろ議事が立て込んでおりますので、できれば 20 分程度以内で意見を述べていただければと思います。よろしくお願いします。

○扇谷次長 それでは、今回の件につきまして、協議の内容、経緯、審査請求の概要などについて説明させていただきたいと思いますが、説明に当たって、会長並びに各委員の方々のご理解を得られれば、適宜パネル等を用意しますので、そちらを含めて説明させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○中田分科会長 パネルを使用したいと。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○中田分科会長 では、結構です。

○扇谷次長 ありがとうございます。

それでは、説明の順番としては、まず概要といたしまして、本件に係る調査の位置であるとか、調査を含む事業の経緯等々、漁港管理者との調整経緯であるとか、審査請求の概要について順番に説明させていただきたいと思います。

小さくて恐縮でございますが、調査位置につきましては沖縄本島の北部に位置します名護市の東海岸の辺野古漁港沖の漁港区域を含む海域でありまして、ここが辺野古漁港でございます。左に見えますのが日米安全保障委員会で確認された普天間飛行場代替施設でございます。

この事業の経緯でございますけれども、平成 18 年 5 月 1 日、日米安全保障委員会におきまして日米両政府で普天間飛行場代替施設を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置いたしました、2 本の滑走路を V 字型に設置するという案でございます。

その後、環境影響評価手続を開始いたしました。方法書につきましては、19年8月7日に県知事に送付いたしました。その後、示された県知事意見を踏まえまして、20年3月に県知事等の意見に対する追加資料ということで方法書の修正資料を送付いたしました。

その後、これらの方法書などに基づきまして、環境調査を20年3月15日から約1年間実施いたしました。そのデータ等を用いまして環境影響の予測評価を行いまして、準備書を21年4月1日に県知事に送付いたしました。同年10月31日に県知事意見をいただいたところであります。その後、このいただいたご意見を基に、評価書につきましてはこれらの意見を踏まえ準備している最中でございます。

他方、これとは別に21年5月から環境調査もし、こちらの環境調査終了後事業着手まで期間があくことから、環境の変化をより的確にとらえ、これらの地域の環境の現況を把握いたしましてデータを蓄積することを目的としまして、環境アセスの手続とは別に自主的に現況調査を実施しているところでございます。

これらの調査のうち、海域調査の一部が漁港区域内にて調査を実施する必要があるということから、20年度に環境影響評価の調査を、21年度には現況調査ということで自主的な調査を漁港整備法39条4項に基づきまして漁港の区域における行為について協議を行いまして、同意を得た上で過去2回調査を実施しているところでございます。

現況調査の目的でございますけれども、キャンシユワフ周辺地域における、特にジュゴンであるとか海藻草類等、環境上特に重要と考えられる項目につきましてデータを蓄積する目的で行っております。

具体的には、普天間飛行場代替施設の事業をできるだけ環境に配慮して保全を図りながら行うため、工事の開始から施設供用後、3年ないし5年にわたって行うこととしている事後調査並びに環境監視を効率的・効果的に実施し、これらの調査の検証等に必要ないデータを蓄積するためというところでございます。

協議の内容におけます調査項目につきましては、海域生物調査ということでございまして、協議内容といたしましては、漁港区域内における海域生物の生息状況の確認のための水中ビデオカメラとパッシブソナーというものを設置する。もう一つは、サンゴと海藻草類の生息分布調査のためでございます。その期間は協議成立日から23年3月31日までということと協議する文書を出してございます。

海域調査の内容でございますが、1つ目はジュゴンとかウミガメとかのデータ収集を目的としまして、こちらは受動ソナーと書いていますが、パッシブソナーとも言いますが、

このソナーと水中ビデオカメラによる記録を行う調査でございます。

2つ目は、海域生物の生態系の予測評価に必要なデータを目的としまして、サンゴ類、海藻草類の分布、成長、衰退量を潜水等により調査するというものでございます。

水中ビデオカメラの過去に行われた調査の図でございますが、ジュゴンの海藻草類へのあらゆる状況を継続してモニタリングするために水中ビデオカメラによる連続観測を実施するものでございまして、過去、水中ビデオカメラで撮影されたジュゴンの記録でございます。

これはパッシブソナーの機器を示しておりまして、水中音を録音するもので、ジュゴンの鳴き声を受信することによりジュゴンの存在や位置を把握するといった調査でございます。

次は潜水調査のものでございますが、マシタ法と言いまして、浅海域でのサンゴ、海藻草類の分布、被度を調査する方法でございまして、調査コースに沿ってボートに曳航された調査員が水中水底の生物の状況を直接目視観察して調査データを得る方法でございます。

こちらで示した黒いラインが調査ラインで、ジュゴンのえさとなる藻場の食跡等を確認するといった調査で、紫で示しているのが漁港区域でございます。

こちらはサンゴと海藻類のライン調査というもののイメージ図でございまして、こういった側線に沿って、例えば 10m 間隔で幅 10m で分布を記録して分布の図をつくるという調査でございます。

それでは、本題でございますけれども、審査請求の概要となった協議書に係る漁港管理者との調整経緯について説明いたします。ここに調査経緯をまとめております。

1 番目としましては、最初に当局で昨年 6 月 15 日に漁港漁場整備法第 39 条第 4 項に基づきまして「漁港の区域内における行為についての協議書」というものを漁港管理者に提出いたしました。

次でございますが、2 か月以上漁港管理者から回答がなく、また協議もないということで、当局としても予定されていた調査が既に一部できなくなっているというような状況がありましたので、8 月 20 日に当局から漁港管理者の担当部署に協議の見通しについて照会いたしました。その後、9 月 7 日、漁港管理者の担当部署から慎重に判断する必要性があり見通しが立っていないといった旨の回答がございました。

協議書を提出後 3 か月も経過いたしましたして、引き続き漁港管理者から回答又は協議もな

かったといったことから、再度9月30日に漁港管理者の担当部署に早急な事務手続の処理を依頼したところでございます。その後、漁港管理者からは検討の上、回答したいといった旨の回答が1か月以上経過した後の11月2日にございました。

結論としましては、1か月後、11月30日に協議書について不許可とする旨の通知がございました。そこで当局といたしましては、漁港管理者の不許可処分が違法な処分と認識いたしました、23年1月28日、漁港漁場整備法第43条に基づきまして、農林水産大臣あて審査請求書を提出したところでございます。

2月17日に名護市からの弁明書の副本の送付に始まり、当局の反論書、その後の名護市の再弁明書を経まして、3月31日付けで当局の再弁明書に対する反論書が提出されたところでございます。

以上が経緯でございます。

次に、審査請求の対象となった協議の実態及び不許可の理由等について説明いたします。当局は、22年6月15日付け協議書を提出いたしましたけれども、これにつきましては当局がこの漁港区域内の水域又は公共区域において法第39条第1項に規定される行為、つまり調査に係る水面若しくは土地の一部占用を行う場合、同条第4項の規定により漁港管理者との協議が必要であると認識しているからでございます、というのも既に審査請求書並びに反論書で述べたとおり、法39条第4項には「協議」と規定されているけれども、協議に係る一連の手続は第1項の「申請」を読み替えて同意を得る手続と同じものである、協議の前の段階では、漁港区域内での調査等は制限されている、漁港管理者から協議に対する許可がない限り調査を行えない、といった状況からでございます。

また、過去の協議におきまして、漁港管理者は漁港の利用や保全の観点から調査実施に際しての条件を付した上で異議のない旨の回答を得て、20年、21年と調査を実施しております。これは本調査が第39条第2項の要件、つまり、「漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り」漁港管理者は申請を許可しなければならぬといった規定に基づき同意されたものと我々は認識しておりました。

ところが、平成22年11月30日の協議書の回答は、提出から約半年足らずの長期間何ら協議が行われていないにもかかわらず「不許可」の処分の回答でございました。

漁港管理者の不許可の理由はここに書いているとおりでございます、まず1点目は普天間飛行場代替施設の建設を前提とした調査には協力できない。

2つ目としては、本調査については、市民・県民の理解が十分得られていない。

3つ目、本調査に対する抗議活動などにより、その施設の維持管理や保全に著しい影響を及ぼすことが懸念されるというものでございました。

次に、これに對しまして我々としては審査請求をしたわけですが、その内容について説明させていただきます。

まず、漁港管理者の不許可は、処分に当たる行為に該当すると認識してございます。

その理由の第1点目としては、漁港管理者は水面若しくは土地の一部の占用を不許可として認めない処分を現に下している。

2点目は、漁港管理者による不許可の回答により、事実上、漁港区域内での調査を行う事ができず、調査を行う権利を侵害されている状況。

3つ目としましては、協議に対する拒否のいかんは、漁港区域内の水面若しくは土地の調査に当たり、事業者の権利義務を変動させる効果を持つということでございます。

加えて、沖縄防衛局は漁港管理者による不許可処分を違法な処分と認識いたしまして、協議書の差出人であるということから、審査請求の資格を有すると認識しております。これらの2点におきまして、本件事案は審査請求の対象であると認識しております。

次に、漁港管理者の不許可処分は、手続においても、その内容においても、違法性があるものと認識してございます。その理由は、行政手続法第5条第1項に定めがある審査請求基準についてです。漁港管理者はこれを定めておらず、本件不許可処分は審査基準に基づく処分ではなくて違法である。

2つ目としましては、これらの不許可の回答には行政不服審査法第57条第1項に規定している審査請求に係る教示が全く行われていなく、違法でございます。

また、不許可処分自体につきましても違法性があると認識しております。その理由は、過去2か年にわたり同じ調査を実施してきた経緯を踏まえれば、漁港の利用及び保全に著しく支障を与えるものではないことから、法39条第2項の不許可要件に該当せず違法である。不許可理由1及び2、つまり代替施設の建設を前提とした調査には協力できない、市民・県民の理解が十分に得られていないといった処分の理由がもつばら名護市長の政治姿勢によるものであって、漁港の適切な管理・保全を決定されるべき漁港管理者としての裁量権の範囲を逸脱し違法である。

不許可理由の3、本調査に対する抗議活動などにより、その施設の維持管理や保全に著しい影響が及ぶことにつきまして、本件申請書の審査において本来考慮すべきでない抗議活動による影響を考慮しており、裁量権の乱用に該当し、違法である。これらのことから、

沖縄防衛局としては、漁港管理者の行政手続及び処分の違法性を確認し、その処分の取消しを求めています。

また、審査請求後、それぞれ2回の弁明書及び反論書が行われておりますけれども、漁港管理者の処分理由の違法性について我々が指摘しているにもかかわらず、弁明書等で合理的な弁明が行われておらず、処分理由に付されていない理由を後で主張しているということをお願いいたします。

加えて申し上げます、当局は港湾管理者の違法な処分により継続的に調査する権利・利益が侵害されております。本件協議書に係る調査は経常的に行われておりまして、今後も違法な行政処分が繰り返されるのであれば、将来にわたって権利・利益が侵害されることとなります。

については、以上の事情を酌量し、適切な裁決を得たく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。それでは、審査請求人が意見を述べられましたが、委員の皆さんの方から何かご質問がございますでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 ジュゴンとかウミガメの調査は、最近はやっていないけれども、それ以前はやっていたことはあるわけですね。今までわかったことで、非常に基本的な質問なんですから、ジュゴンは1年中その海域に生息しているわけでしょうか。

○扇谷次長 はい。ジュゴンは実はバシズンナーと水中カメラの撮影以外にも航空調査というのをやっています、飛行機でその存在がいるかどうか確認してございます。よく見られるのは嘉陽という少し北側にあるところですし、ここがよく見られるところがあります。

○提課長補佐 この辺りが名護市の嘉陽区と呼ばれるところでございまして、現在も航空調査を行っております、その調査においては嘉陽区近傍の海域でジュゴンの存在は確認されております。

○井上委員 それは年間を通じて生息しているという。

○提課長補佐 はい。

○井上委員 今までに一番多いときで何頭ぐらいが確認されているんですか。

○扇谷次長 3頭いるとされています。

○井上委員 ウミガメについてはどうですか。例えば産卵の実績とか。

○提議長補佐 本日ウミガメの調査の結果を持ってきておりませんが、このエリアの海岸域を上陸した後があるか、若しくは産卵、孵化した痕跡があるかというような調査を行っておりまして、例えば大浦湾の反対側の浜でありますとかこちら側の浜の方に上陸若しくは産卵の跡が確認されているという調査結果が上がってきております。

○井上委員 わかりました。

○中田分科会長 ほかに。

泉澤委員、お願いします。

○泉澤委員 その調査海域内で行われている漁業というのはどういう漁業があるんですか。

○扇谷次長 勉強不足で申し訳ございません。そこまで調べてございません。

○泉澤委員 わかりました。

○中田分科会長 ほかに。

では、森川委員、お願いします。

○森川委員 今これを見させてもらったら線があるんですけれども、それはどのぐらいの期間で、線に沿ってどう調査をしているということなんでしょうか。

○提議長補佐 現在におきましては、調査においてそれぞれ期間があるんですけれども、例えばサンゴ・海藻の調査でありますれば、春、夏、秋、冬の各期に1回ずつ、1週間から10日程度の期間でこのラインに沿った調査を行っております。

○中田分科会長 よろしいですか。

○森川委員 はい。

○中田分科会長 ほかに何かご意見はございますか。

では、泉澤委員、どうぞ。

○泉澤委員 例えば調査をしている間というのは、そこを航行する漁船だとか漁業というものには支障はないものでしょうか。その海域での調査そのものの内容です。

○扇谷次長 今、海域自体についても特に固定してやるというものもなく、漁船に影響があれば当然避けるというような形でありますし、どういう時期にどういった調査をするというのは地元の区長さんを通じてご連絡申し上げているところでありまして、この申請につきましてはこの区域が漁港区域ということでございますけれども、当然ここに調査ラインがまたぐと。ただ、船で曳航してばたばたとこういうふうな潜水しながらやるので、実際に漁業活動に影響があるということは聞いていませんし、今までも過去2年間やって

おりますので、特に実質上支障はないと認識しております。

○中田分科会長 よろしいですか。ほかに。

井上委員、お願いします。

○井上委員 サンゴについて、調査の初期の段階と割かし直近と比べてみて、サンゴの状況等に変化とかがありますでしょうか。

○提課長補佐 20 年から継続して調査を行っていることなのですが、大きな衰退でありますとか、生育でありますとか、そういうふうな報告は上がってきておりません。

○井上委員 変化は余りないという意味ですか。

○提課長補佐 はい。

○中田分科会長 ほかにございますか。

それでは、私の方から、少し基本的なところですけれども、弁明書とか反論書等を見ますと、この審査請求は国と市の行政機関の間の不服申立ということなんですけれども、名護市の弁明書で一般国民の権利・利益の保護という審査請求制度の趣旨を逸脱しているのではないかとような記載がございますが、こちら辺についてのご意見がもしあればお伺いしたいと思います。

○扇谷次長 一応今回調査人は国の行政機関でございますけれども、そもそこの調査は一般私人でも行えるものであるということで、行政手続法第4条第1項を勘案すれば同法の対象、行政手続法の対象になると考えております。

ただ、国が行うのでそこは言葉として従来よく許可というものは同意ということで位置づけてやられていますが、我々の権限だけでもってこの調査をするわけではなくて、やはり調査する必要があるということで事業者の一人として調査をしているということでございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

もう一つ、20 年度、21 年度、ずっと調査を継続してこられて、できれば22 年度についてもということだと思えますが、これについては名護市の方の再弁明書、協議のたびにそのときどきの事情によって判断されるべきものであるというような主張に対して、反論書で行政の運営の継続性とか予測可能性を低下させるものであるというような主張をしておられますね。それはわかるんですけれども、実際には市長さんが交代されたとかいような諸情勢、変化はしていると思うんですが、そこら辺については何かご意見があればお伺いしたいと思います。

○扇谷次長　そもそも漁港漁場整備法の趣旨、私も十分承知しているわけではありませんが、漁港の保全とかそういったものの支障がない限り基本的に許可をすべきと第 39 条第 2 項に書いてありますので、政治性としてそういうものがあってもそこは理由がおかしいでしょうというのが我々の姿勢でございます。そういった自主的に今までやってきて例えば反対をされる方々が騒いで混乱を来したということとはほとんどございませんので、そういうものに当たらないと考えております。

○中田分科会長　どうもありがとうございました。ほかに委員の皆様から何かご質問ございますか。

では、特にないようでしたら、これで審査請求人に対する意見の聴取、この案件については終了させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、諮問第 201 号、鹿児島県奄美市小宿漁港における甲種漁港施設占用等許可申請書等に対する不作為に係る審査請求についてのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

審査請求人、恐れ入りますが、そちらの席の方にお進みください。

○ 氏　行政不服審査請求をした 氏 です。よろしく願います。

○中田分科会長　それでは、20 分程度以内で意見を述べていただきます。よろしく願います。

○ 氏　一応、私は今回申請書を上げた小宿地先の方で、平成 17 年からモズクの養殖を始めているんです。2 年、3 年、ずっと養殖の状態は物すごくよかったですけれども、おとしぐらいから公共工事等の影響もあって、赤土の被害を受けて、モズクの養殖自体のだんだん取れ高が少なくなってきたものですから、海の環境をよくしようと思って去年から、自分が養殖をやっていた小宿地先の海の環境自体を自分の方で手をかけてよくしていかないとモズク自体の養殖も芳しくいかないのではないかなという思いがあって、一応 4 月にサンゴの養殖のイベントをしたり、モズクの手づみのイベントとか、ウニ割り体験とかのイベントをやって、実際に自分でこういう形で移植したサンゴの追跡関係の資料をつくったりして、一応地域の小宿幼稚園児、小学校児童、学童などを集めて、こういうイベントを何回かこの地先で重ねたんですけれども、そういうこともありまして、自分が養殖における漁場の環境をよくするために海水を取り込んで、サンゴを移植するための準備をしたり、モズクのための海水取り込みをやりたいということで奄美市役所の方に問いか

けたところ、■■■さんの方では地域貢献として最近イベントで貢献している面もありますから、申請書を提出したら一応海水を取り込む分に関しては許可を出してもいいという回答をもらったものですから、申請書は奄美市の方に実際に提出したんですけれども、4か月経った時点でナシのつぶで返事も何もなかったものですから、どういう結果になっているんですかということで話をしたら、12月1日にやっと返事をもらったような状態だったんです。

12月1日に返事をもらうまでに4か月間書類自体がどういう流れでどういう審議がされておったのか疑問に思ったものですから、一応公文書開示で請求という形で請求したところ、申請した書類に対してちゃんとした審議がなされていなかったのではないかなという思いがあって、3月27日に県の方に私が申請した申請書に対しての不許可という処分自体はおかしいのではないかなということで問い合わせたところ、県の方ではそういう審査する機関がないということで、今回こちらの方の審査機関を紹介してもらって審査請求を行ったところ今日の運びとなりました。

その審査請求を出した後で、4月中旬ごろから私と奄美市の方で与論の郷友会で会長をされている方が奄美市に一応問いかけて、私が申請した海水の取水に対する申請書に対して何かできる方向はないかということで働きかけてもらったら、個人の申請ではなくて生産組合という形のことを立ち上げて、生産組合の方で申請書を提出した場合には海水が取り込める方向で働きかけてもいいのではないかなという返事はもらったんです。

7月16日に私が申請書を提出した時点で、鹿児島県条例で個人の申請とか公共性がないことに対しては許可ができないという返答が、12月1日にももらった4か月余りはどういう意味合いだったのか。7月16日に提出した時点で個人でだめだったら、こういう生産組合で団体で申請してできよったのではないかなという教示をその時点で私に教えてほしかった。何もなかったというのが私の今回の審査請求した疑問の第一歩です。

私が言いたいのは以上なんですけれども、何か。

○中田分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、今、述べていただきました意見について、何か委員の皆さんの方からご質問はございますでしょうか。

泉澤委員、お願いします。

○泉澤委員 陸上に海水を取り込んで漁場環境の改善のためということは、具体的にはどういうことをやられるおつもりですか。

○ 氏 一応、平成 17 年から私がモズクの養殖をしているロープとか土のうとか鉄筋の漁具に自然の胞子が付いて、サンゴの卵が付いて、それが 1 年ぐらいで 15cm ぐらい大きく成長したものですから、それを採取して、水槽の中で大きくしたものを今、私のモズクの漁場の方に増やしているんですけど、サンゴが増えただけでも海的环境がよくなると思いますから、それに伴って藻場と一緒に水槽に移した海藻で増やしてそれを一緒に増やす考えの計画を去年から持ったものですから、実際に私がモズクを養殖している網自体は、種を付けて 45 日間くらい海の底にこういう状態で 1 m50cm の 20m の網を下にはわせておくんですけども、その 40 日の間で網自体に付いた胞子のモズクの芽をウニがもう何百と来て食べて全部食害の被害も受けるんです。その食害を受けるのも軽減するために、海藻を周りにずっとはわせたところ、その海藻を食べて私のモズクに対してのウニの食害の被害もまた軽減されたものだから、もともとウニ自体はそこら辺にいっぱい繁殖はしているんですけども、えさ自体がなくて、実自体もやせた状態の実だったものですから、そういう形でサンゴと一緒に藻場も増やしていけば、ほかの漁師の方などもウニのとれる期間だけは漁獲高も上がるのではないかなという思いもあったものですから、両方いい方向で私も環境の改善にもなるし、漁師の水揚げの方にもまた貢献できるという思いで一応海水を取り込みたいということで奄美市役所の水産課の方には提案はしたんです。

そうしたら、物すごくいい考えだし、こちらの方も支援したいから是非やってくださいということだったものだから、もう申請書を提出したら私はすぐ海水が取り込めて事業が行えるつもりで先走りですつと施設も全部そろえてやったんですけども、結果的には取水ができないということでも不許可になったものですから、一番最初に私に声をかけたあれと方向性が違ってきたものですから、どういう意味なのかなというて。

○ 泉澤委員 通常の水槽で行うことというのは、藻だとかサンゴとかの種苗を生産するということですか。

○ 氏 それを増やして今の海の方に広げていくという。

○ 泉澤委員 そこで種をとるということですか。

○ 氏 はい。もともと離島再生支援事業の方で、奄美地区の方で、各地区の方はそれを計画的に漁協でやっているんですけども、私がやっている地区の漁港の方はそれだけの設備がないのですから、まだそこまでは取組んでいないんです。その一端として私の方が漁協の足かせにもなるような形でやるつもりで漁協同士で契約はしているわけです。

勿論、私も理事の一員になっていきますので、一緒にやろうということで計画を練っているんです。

○中田分科会長 よろしいですか。

○泉澤委員 はい。

○中田分科会長 森川委員、どうぞ。

○森川委員 もう一度ウニとモズクとサンゴの関係を聞かせていただけますか。

○■氏 サンゴだけでは海的环境はよくならないんです。どうしても山から流れてくる川水による植物性のプランクトン、それを一番好んで繁殖する藻場が増えないと、サンゴと藻場と、結局サンゴが増えるということはそれに対する小魚が集まってきたから、小魚のえさとなる藻場がなければ魚自体も増えませんので、両方増やさないと実際に 17 年から私がずっと養殖しながらその地区の海をずっと見てきているんですけども、毎年環境自体は悪化してきているんです。

漁具に付いていたサンゴ自体を少しずつ、実際に鹿児島県の方はサンゴ自体の採取方法は、そこら辺にあるのは自然のは 1 個もとれないんです。だけれども、モズクの漁具に付いているものに関してはごみという扱いで一応丘の方に取り上げて増やしたものをまた返すというのは法律上認められているものですから、そういう形で私もサンゴを増やしなからやってはきたんですけども、どうしても藻場の増殖と一緒に伴わないと環境自体がそんなに極端によくならないのがなかったものですから、そこら辺どうしても去年からやりたくて奄美市の方に働きかけたら、いい考えだから支援するという返事までもらったものだから、私は有頂天になって取りかかったんですけども、結果的には不許可という処分をもらったし、また不許可の通知に対しても申請書に対しては指令書という形でも私はもらってもないし、不許可に対するものに対して審査請求、不服申立てに対する教示も何もないような状態。一番最初に私が話したときに申請を出すよ、許可を出すよと言った、あの担当の方の考えはどこに逃げたのかなとも思うぐらい人間不信に陥りました。

去年から始めてこういう活動を一過性ではなくて今年からまたずっと続けていく思いもまたあるものですから、どうしても海水を取り込んで、今、考えているサンゴも増やし、藻場も増やしていつて、海的环境づくりを自分の手でつくっていききたいというのはあるものですから、そういう思いもあって今回の審査請求を提出しました。

○中田分科会長 ほかにございますか。

これは■さんお一人でやっておられることですか。

○ 氏 再生支援事業の構成人の 34 名のメンバーの方とも話し合いながら、また私も漁協の一員として漁協組合員、正規組員、準組員、話しながら活動は進めていっています。

○ 中田分科会長 わかりました。もう一つ、基本的なところで確認したいんですが、この さんの審査請求で求めているものは、審査請求書を拝見しますと、1 番目に記載してある申請に対して速やかに許可又は不許可のいずれを指令文書により通知せよということですが、この指令文書というのはどういうものですか。

○ 氏 奄美市の条例で、申請書に対しては指令書で回答するという規定になっているんですけども、その指令書自体では不許可とはもっていないんです。ただ、照会より少し上のランクの回答という形でもらったということで、それは資料の 13 ページの分です。これが回答という形でもらっているものですから、返された公文書自体もちろんとしたものでないのかなというのがあります。

○ 中田分科会長 正式の公文書というのが指令文書ということですか。

○ 氏 はい。その前に私が出した申請書に対しても受け付けもなされていないというのもあるんです。

○ 中田分科会長 ほかに質問等ございますでしょうか。特にないようでしたら、ここで質疑を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

○ 氏 ありがとうございます。

○ 中田分科会長 どうもありがとうございました。

水産政策審議会議事規則の第 6 条によりまして、不服審査に係る内容でありますので、非公開での審議ができることになっております。ここで非公開の審議を行うことにしたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○ 中田分科会長 それでは、これから非公開での審議を行います。

なお、当審議会としての諮問に対する答申につきましては、審議の結果次第によりまして、本日中の答申となる場合があります。恐れ入りますが、審査請求人及び傍聴者の方々につきましては、会議室の外に出ていただきますようお願いいたします。

○ 宇賀神計画課長 その際、荷物をお持ちになりますようお願い申し上げます。

(傍聴者退室)

(傍聴者入室)

○中田分科会長 それでは、最初に前回諮問がありました漁港の指定の認可について、事務局の方から説明を受けたいと思います。よろしく願います。

○宇賀神計画課長 それでは、スライド等で説明申し上げます。

「漁港の区域の認可について」。第1種漁港の境川漁港でございます。

(PP)

境川漁港の位置でございますが、島根県であります。島根県の島根半島、日本海がありまして、中海がありまして、宍道湖がありますが、この宍道湖のこの場所に位置しております。第1種境川漁港でございます。

(PP)

今のところを拡大しておりますが、境川漁港の位置は宍道湖の奥のところにあります。島根半島がありまして、川が2つありまして、斐伊川が宍道湖に流れ込んでおります。一方、神戸川は日本海に流れております。宍道湖については、大橋川で中海とつながっております。中海は境水道を通って日本海につながっているということです。

(PP)

この宍道湖の特色でありますけれども、79.1km²の面積、周囲 47km、最大水深 6.4m があります。ここでは宍道湖七珍と言われている貴重な漁獲物があります。その代表として、ヤマトシジミ、シジミの生産がございます。全国 1 万 7,779t のうち、約 42 % の 7,500t が宍道湖によって生産されているところであります。

(PP)

先ほどの斐伊川、宍道湖でありますけれども、過去、斐伊川の八岐大蛇ともたとえられている暴れ川でございます。過去氾濫を起しております。宍道湖周辺の昭和 47 年の出水の様子でございます。出雲空港の辺りとか、松江市内、斐川町、こういったものになっておりますし、また最近でも平成 18 年にそれぞれ松江市内のこういう箇所におきましてこのような出水の状況がまだ現在でも起こっております。

(PP)

そういうことで国土交通省の事業になりますが、3つの事業対策を設けておりまして、1つは上流にダムをつくるということで水を抑える。2番目には、中流で斐伊川の水路の斐伊川放水路という斐伊川から神戸川の方に水が流れるようにして日本海に直接出ていくということ。この神戸川の改修。下流域では、大橋川の改修ということで大橋川のどこ

の改修を行うということで工事をされようとしております。

(PP)

本日に関連しますのは、農業用水の取水の話でございます。宍道湖がありまして、これは先ほどシジミがとれる汽水湖でありますので、この水を農業用水に使うことはできません。そこで、斐伊川の水その他を使っておるんですが、斐伊川は暴れ川でありまして、河道が動いたりしてなかなか使いにくいということで、この場所は平田船川という川をここから取水しようとしているわけであります。

しかし、宍道湖からの汽水くさびと言いますか、汽水が入ってきますので、そこで農業の部分でここに汐止の堰をつくるという計画を持っております。ここにつくれば塩水はここでストップして上がらなくなる。そうすると、ここから農業用水が取水できる。

平田船川の上流に約 70 隻のほどの漁船がありまして、シジミ漁等を営んでおります。ここに堰ができますと宍道湖への通行ができなくなるということで、この補償工事といいたしまして、この部分に漁船係留施設 70 隻分が停留できる、いわゆる漁港を新しく補償工事でつくろうという計画があります。

(PP)

これは現在の境川漁港、境川の河口にあります。漁船の係留状況はこのような状況であります。

(PP)

先ほど申しました汐止の堰がここにつくられようとしておりまして、この上流部には漁船があります。湯谷川というところで合わせて 25 隻、平田船川も 55 隻ありまして、合わせて 70 隻の船が汐止堰の上流にあります。そこで補償の漁港を新しくつくってここに 20 隻を収容しようということであります。

現在の境川漁港の地点はここにあります。上流の船の係留状況はこのような状況になっております。

(PP)

新しくつくる漁港、70 隻を使用するための物揚場等があります。ここに後で出てきますけれども、集荷施設のようなものを新たに整備しようとしております。

(PP)

そこで現在の境川漁港、新しくつくる漁港、汐止堰ということでありまして、現在は第 1 種境川漁港としてこれがありますけれども、今後は地元の漁業協同組合と話をしまして、

漁港名を境川漁港から変更いたしましたして、平田宍道湖漁港という名前にして、それぞれ川の名前をとってここは境川地区、こちらは平田船川地区とするということで関係者の合意が得られました。この地区について新たに漁港区域を設定して、両地区で平田宍道湖漁港にすることでございます。

(PP)

関連ですけれども、現在はシジミの選別等は自宅に持ち寄られてやっているそうであります。今後は新しい平田船川地区の方には土地ができて集出荷施設もここで建設が予定されていますので、こういった作業はここできちんと行われるということによって、出荷体制の集約化とか共販体制による流通体系の見直しとか、衛生管理の向上とか、そういったことが図られるであろうということです。

(PP)

今までの繰り返しでございますして、2つの地区を持った平田宍道湖漁港ということになります。

(PP)

このシジミをとる漁師さんは宍道湖全体で約300名おられるそうでありまして、休漁日、採捕量とか操業時間とか、こういった資源管理をされながら漁を営んでおられるということとで、先ほどの地区は一部でありますけれども、結果としては便利な部分もあるということでございます。

説明は以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、発言をお願いします。

宍道湖の西岸地域の漁業拠点を充実させるというようなことにつながるのではないかということですが、よろしいでしょうか。特に異論がないようでしたら、この諮問第195号につきましては、原案どおりということにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中田分科会長 それでは、のように決定させていただきます。答申文を読み上げます。

「

答申書

23 水審第9号

平成23年5月26日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

水産政策審議会会長 櫻本和美

平成 23 年 5 月 26 日 (木) に開催された水産政策審議会第 27 回漁港漁場整備分科会における審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 195 号 漁港の区域の認可について (別添資料 2-1 及び 2-2) 」
以上でございます。

よろしいでしょうか。次に、諮問第 200 号沖縄県名護市辺野古漁港区域内における海域生物調査に係る行政不服審査請求につきまして、答申の内容が決定いたしましたので、これより答申文を読み上げます。

「

答申書

23 水審第 10 号

平成 23 年 5 月 26 日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

水産政策審議会会長 櫻本和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成 23 年 5 月 26 日付け 22 水港第 2076 号をもって諮問のあった沖縄県名護市辺野古漁港区域内における海域生物調査に係る平成 23 年 1 月 28 日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を却下することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 本件は、「漁港の区域内における行為についての協議書」(平成 22 年 6 月 15 日付け 沖防第 2346 号。(以下「協議書」という。))により沖縄防衛局長から名護市長に対して行った協議に対し、「漁港の区域内における行為についての協議書(回答)」(平成 22 年 11 月 30 日付け名産建第 287 号)により名護市長が行った「不許可処分」についての取消しの裁決を求めている事案である。
- 2 しかしながら、1 の協議に係る行為の期間は、協議書において「協議成立の日から平成 23 年 3 月 31 日まで」とされており、当該期間は既に経過している。

以上のとおり、本件審査請求は、不服申立ての利益を欠き不適法な請求であることから、却下することを妥当とする。」

以上でございます。

続きまして、諮問第 201 号鹿児島県奄美市小宿漁港における甲種漁港施設占用等許可申請書等に対する不作為に係る行政不服審査請求につきまして、答申の内容が決定いたしましたので、これより答申文を読み上げます。

「

答申書

23 水審第 11 号

平成 23 年 5 月 26 日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

水産政策審議会长 櫻本和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成 23 年 5 月 26 日付け 23 水港第 358 号をもって諮問のあった鹿児島県奄美市小宿漁港における甲種漁港施設占用等許可申請書等に対する不作為に係る平成 23 年 4 月 1 日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を却下することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

1 本件は、審査請求人が平成 22 年 7 月 16 日に「許可申請書（様式 8）河川法施工規則第 24、26 条」及び「道路占用許可申請書」並びに「甲種漁港施設占用等許可申請書」により奄美市に対して行った申請に対し、すみやかに（許可）又は（不許可）のいずれかを（指令文書）により通知せよ、との裁決を求めている事案である。

2 しかしながら、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 7 条により、不作為についての審査請求は、当該不作為の直近上級行政庁にのみ行うことができるものとされており、本件においては農林水産大臣に審査請求を求めることはできない。

以上のとおり、本件審査請求は、不服申立ての要件を欠き不適法な請求であることから、却下することを妥当とする。」

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日当分科会に付託されました諮問案件については終了となりますが、

そのほか何か連絡事項等ありましたら、事務局の方からお願いしたいと思います。

(2) その他

平成 23 年度水産関係補正予算の概要について

最初に宇賀神課長の方から補正予算の話がございましたらお願いできますでしょうか。

○宇賀神計画課長 それでは、お手元の「平成 23 年度水産関係補正予算の概要」という紙がございます。これにつきまして説明させていただきます。

5 月 2 日に大震災関係の第 1 次補正予算が成立いたしました。その内容でございますが、総額が 2,153 億円となっております。水産庁の当初予算は 2,000 億少しかったわけですが、それを上回る額が補正予算として計上されております。

その内容が 7 点ございます。まず、1 番目が漁港、漁場、漁村等の復旧、308 億円ということですが、内容としましては「①水産関係施設等被害状況調査事業」でございます。このたびの被災地域における漁港、漁船、養殖施設、定置網等の漁業関係施設全般にわたって多大な被害を受けました。その被害状況を調査して整理することでございます。

「②漁港関係等災害復旧事業（公共）」でございます。災害によりまして壊れた漁港、漁場、海岸等の施設の災害復旧、これと併せて行う再度災害防止のための災害復旧関連事業であります。

「③災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共）」でございます。これは漁港施設・海岸保全施設等の設計条件の見直し、今回のまれな大きな津波を受けている設計条件の見直し、漁業集落の地盤、かさ上げ等、防災機能強化のための復旧復興計画の策定、災害復旧と連携した漁港機能強化事業。例えば地盤が 1 m ぐらいい沈下している地域がございます。そういった地盤のかさ上げあるいは排水の対策事業、こういうものを実施してまいります。これが 1 番であります。

2 番目以降は簡単に説明します。2 番については、漁船保険・漁業共済支払への対応であります。

「①漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払」。この大きな震災によりまして、漁船保険あるいは漁業共済、たくさんのお金が必要になりますので、これについての再保険金、支払いに充てるため特別会計への繰り入れを行うものであります。

3 番目として、海岸・海底清掃等漁場回復活動への支援、123 億円。漁場復旧対策支援事業。低下・喪失した漁場の機能や生産力の再生・回復を図るため、漁業者等が行う漁場での瓦れきの回収処理等の取組み支援ということであります。

後ろを見ていただきまして、漁船の建造、共同定置網再建に対する支援がございました。274 億円。

5 番目として、養殖施設、種苗生産施設の再建に対する支援、267 億円あります。

6 番目として、産地市場、加工施設の再建に関する支援、18 億円。

7 番目として、無利子資金、無担保・無保証人融資等の金融対策、漁協再建支援となっております。

続きまして、次のところにパンフレット集というのがございます。カラーで色刷りして、それぞれ1項目1枚ずつのパンフレットになっております。

例えば1ページというところにいきますと、漁場における瓦れきの回収処理に関しましては、5人以上の漁業者でグループをつくって漁場の瓦れき等の回収処理を行うと支援が受けられますといったことがあります。

2ページ、労賃として1日1人当たり1万2,100円が支払われるというようなことで、漁業者の当面の仕事の場ということも兼ねることができるということであります。

3ページ、漁船、定置網の導入の支援。

5ページ、養殖施設の復旧に対する支援。

7ページ、サケ・マスの三陸海岸の地域におきましては、サケ・マスの遡上が見られるわけですが、早速9月になりますとサケが上がってきます。これをとらえて種苗放流をしないとまた4年後に帰ってこないということでもありますので、そのための仮設の施設等を整備、支援するものであります。

9ページ、水産業共同利用施設復旧支援事業。荷さばき所の中のいろんな機材がやられております。そこでフオークリフトとか電子はかりだとか、そういった機器類に対してしまし支援をするものでございます。

11ページ、共同利用施設に対する復旧の支援であります。

13 ページ以降は無利子化、被災した漁業者に対して無利子で資金を融通するような制度とか、15 ページは無担保・無保証人の制度であるとか、そういったことをそれぞれ1項目1枚の紙で整理しております。

以上、平成23年度の第1次の補正予算の概要でございます。

もう一つ、最後に1枚の紙がございまして、一番上の表題としまして「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」という法律がございまして、これは先日成立しております。内容につきましては、真ん中ほどの赤いところに法律の概要というところがあります。

中を見ますと、東日本大震災の被災地域において、次の場合に、国又は県が被災地方公共団体に代わって東日本大震災によって必要が生じた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施工できる制度を創設する。

青い文字でありますけれども、被災地方公共団体からの要請があること、実施体制その他の地域の実情を勘案して、必要があると認められること。こういう地元からの要請があり、実施体制その他の状況を勘案して必要があると認められた場合には、その下に工事名ものはこのうち漁港の工事、海岸の工事でございますが、例えば市町村が災害復旧事業をできないときに、これを都道府県が代わって代行して災害復旧事業を実行する。あるいは都道府県が災害復旧事業をできないときに、国が代わって災害復旧事業を代行して行うといったことができる規程を定めた法律が先日成立をいたしましたということでございます。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。何か委員の皆さんの方から今お聞きになりたいようなことはございますでしょうか。また後でいろいろ質問がありましたら事務局の方にお寄せいただければと思います。

ほかに連絡事項等ございますでしょうか。

○宇賀神計画課長 ありません。

○中田分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。長時間の審議、どうもありがとうございました。

閉 会